

中古車購入者へのプレゼントの提供等に関する不当な表示について

— 「広告掲載車はプレゼントの対象外」、「別途、費用負担が必要」等 —

一部の中古車販売店のチラシ広告の中には、販売する中古車を多数掲載するとともに、キャッシュコピー等で「成約者にはもれなくカーナビをプレゼントする」旨を強調して表示しながら、実際には、

- ① 広告掲載車の中にはプレゼントの対象とはならない車両がある、
- ② プレゼントの対象は一定額以上の中古車のみとなる、
- ③ プレゼントの提供を受けるには費用負担が必要となる、

等の条件があるにもかかわらず、その旨を表示していない、また、その旨を表示していたとしても、強調表示から離れた場所に著しく小さい文字で表示しているものが見受けられます。

このような表示は、中古車の取引条件について、「実際には広告掲載した中古車全てがプレゼントの対象ではないにもかかわらず、あたかも対象であるかのように」、また、「実際にはプレゼントの提供を受けるには費用負担が必要であるにもかかわらず、あたかも必要ないかのように」、一般消費者に誤認される不当表示に該当するおそれがあります。

会員各社におかれましては、本資料を参考に、同様の広告表示を行うことのないよう、注意して下さい。

【問題となる表示例①】特典の提供対象が不明瞭なもの

3/24(金)～26(日) 3日限りの創業祭!!

中古車ご成約の方に期間限定

カーナビプレゼント*

日替目玉車!!

24日



…39.8万円…

25日



…49.8万円…

26日



…59.8万円…

他にも特選中古車を多数ご用意しています



※日替目玉車はカーナビプレゼントの対象外となります。
取付工賃は別途。

※日替目玉車はカーナビプレゼントの対象外となります。取付工賃は別途。

問題点

成約者にカーナビをプレゼントする旨を強調して表示しているが、「目玉車は対象外となる」旨、「取付工賃が別途必要となる」旨の表示が、強調表示から離れた場所に、また、強調表示に対し、著しく小さい文字で表示されているため、広告掲載車全てがプレゼントの対象であるかのように、また、費用負担は必要ないかのように誤認されるおそれがある。

【正しい表示例①】

3/24(金)~26(日) 3日限りの創業祭!!

日替目玉車!!

24日



...39.8万円...

25日



...49.8万円...

26日

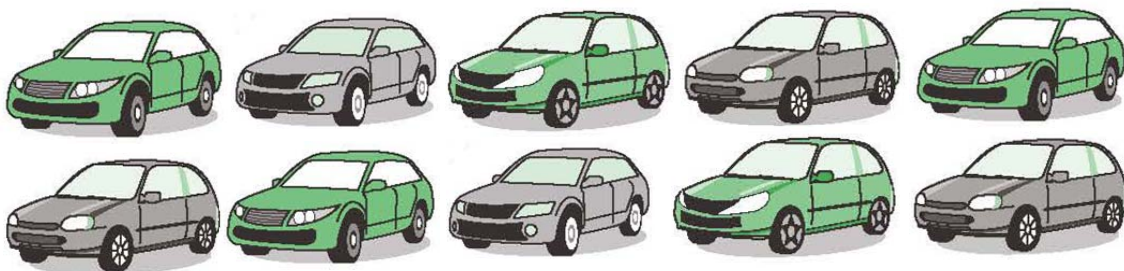


...59.8万円...

下記掲載の中古車ご成約の方に

カーナビプレゼント*

※取付工賃が別途 9,800 円必要となります



表示のポイント

- ①強調表示されたカーナビプレゼントの対象・適用条件等は打消し表示を行わずに済むよう、その内容や対象が一目で分かるように明確に表示*すること
※対象と対象外のものを枠で区切る、表裏で分けて表示する、対象のものにマーク等を付ける等、明確に表示すること
- ②特典の提供対象や適用条件等は強調表示（カーナビプレゼント）の近接した箇所に、キャッチコピー等で明瞭に表示*すること
※強調表示した文字と著しく異ならない大きさ・バランス・視認性を配慮して表示すること（例えば、強調表示の 1/3 以上、12 ポイントの大きさ）

【問題となる表示例②】特典の提供対象車両が掲載されていないもの

3/24(金)~26(日) 3日限りの創業祭!!

ご成約の方に期間限定

カーナビプレゼント

※100万円以上の中古車が対象

100万円以上の中古車が対象

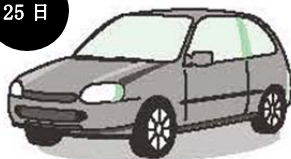
日替 目玉車!!

24日



...39.8万円...

25日



...49.8万円...

26日



...59.8万円...

他にも特選中古車を多数ご用意しています



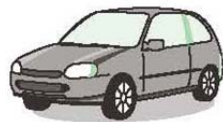
...59.8万円...



...69.8万円...



...79.8万円...



...89.8万円...



...79.8万円...



...69.8万円...



...79.8万円...



...89.8万円...



...99.8万円...



...89.8万円...

問題点

成約者にナビをプレゼントする旨を強調して表示しているが、

- ①「100万円以上の中古車が対象である」旨の表示が著しく小さい文字で表示されている
- ②同一誌面上に対象となる中古車（100万円以上の中古車）が掲載されていないことから、あたかも全ての掲載車が特典の提供対象であるかのように誤認されるおそれがある

3/24(金)~26(日) 3日限りの創業祭!!

日替目玉車!!

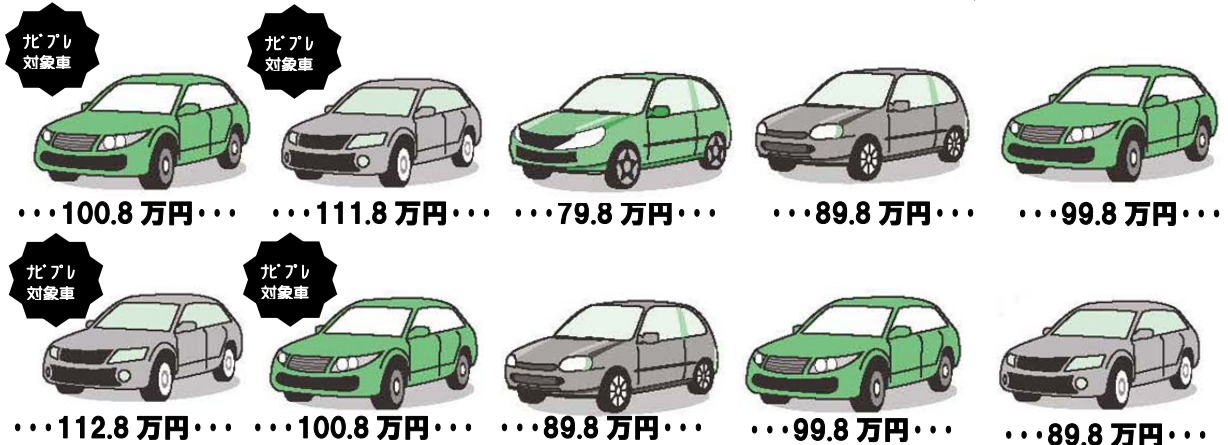


100万円以上の中古車ご成約の方に期間限定

カーナビプレゼント

ナビ
対象車

このマークが目印



表示のポイント

- ①カーナビプレゼントの提供対象となる車両を、同一誌面上に掲載すること
- ②強調表示されたカーナビプレゼントの対象・適用条件等は打消し表示を行わずに済むよう、その内容や対象が一目で分かるように明確に表示*すること
*対象と対象外のものを枠で区切る、表裏で分けて表示する、対象のものにマーク等を付ける等、明確に表示すること
- ③特典の提供対象や適用条件等は強調表示（カーナビプレゼント）の近接した箇所に、キャッチコピー等で明瞭に表示*すること
*強調表示した文字と著しく異ならない大きさ・バランス・視認性を配慮して表示すること（例えば、強調表示の1/3以上、12ポイントの大きさ）

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL. 03-5511-2111 FAX. 03-5511-2112